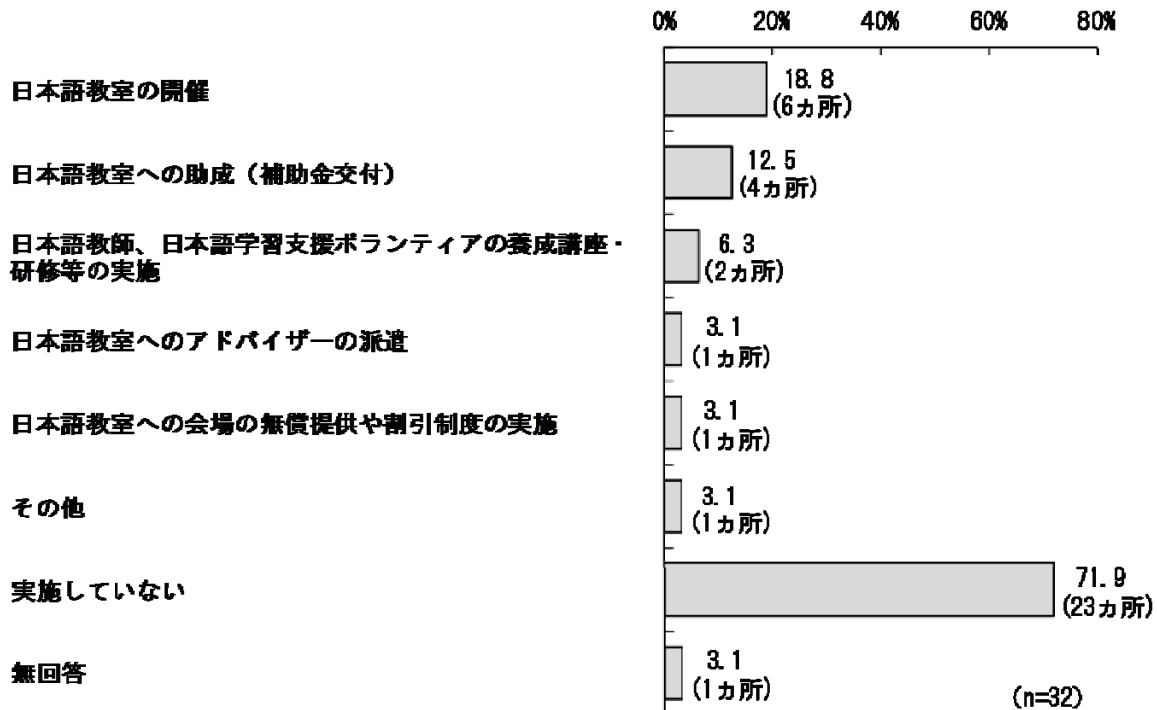


Ⅲ-vi 調査結果【市町教育委員会調査】

1 日本語教育に関して実施している事業

問1 貴市町教育委員会では、外国人住民または外国人の子どもに対する日本語教育に関する事業（学校教育課程外の取組）を実施していますか。（あてはまる番号全てに○）



日本語教育に関して実施している事業においては、「日本語教室の開催」が18.8%（6カ所）と最も多く、次いで「日本語教室への助成（補助金交付）」が4カ所（12.5%）などとなっています。「実施していない」は23カ所（71.9%）となっています。

日本語教室を開催している6カ所のうち、「市町教育委員会」が直接実施しているのが3カ所となっており、すべて子どもを対象とした教室となっています。

養成講座・研修等の開催回数では、「年に1回」と「年に数回」が1カ所となっています。「年に複数回」の回数の内訳では、「2回」が1カ所となっています。

養成講座・研修等の受講料では、2カ所とも「無料」になっています。

2 日本語教師、日本語学習支援ボランティアの養成講座・研修等の内容と課題

<内容>

- ・ 日本語指導技術について

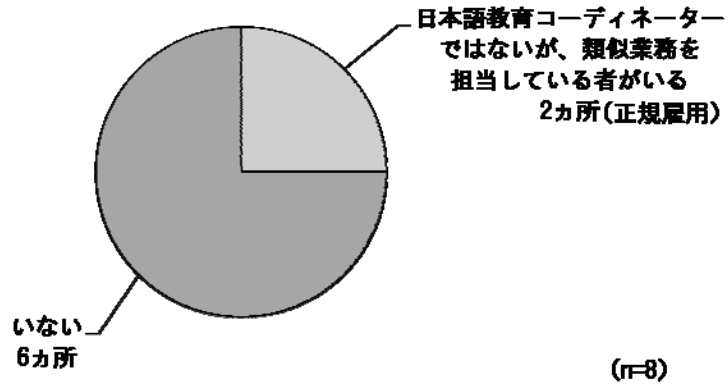
<講座を実施するにあたっての課題>

- ・ 講師の選任

3 日本語教育コーディネーターの有無

問2・問3は、問1で「実施していない」以外を回答した方にお聞きします

問2 貴市町教育委員会では、外国人住民または外国人の子どもに対する日本語教育に関する事業（学校教育課程外の取組）に係る「日本語教育コーディネーター」、もしくは類似の業務を担当される方を配置していますか。



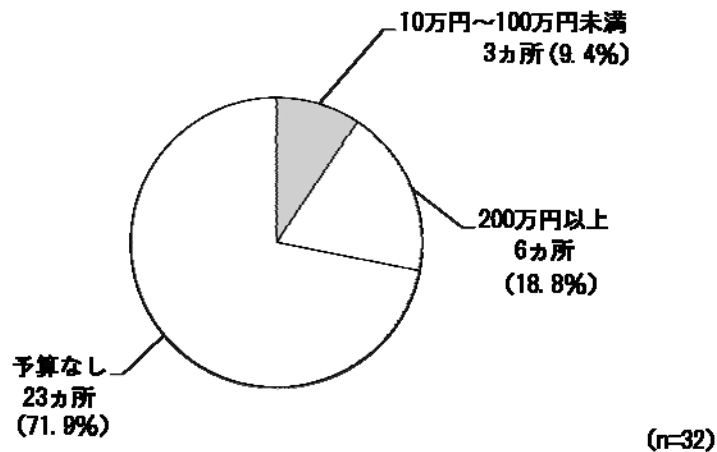
日本語教育を実施している8カ所のうち日本語教育コーディネーターの有無においては、「日本語教育コーディネーターではないが、類似業務を担当している者がいる」が2カ所（いずれも正規雇用）、「いない」が6カ所となっています。

4 日本語教育事業の予算・財源

問4 貴市町教育委員会における外国人住民または外国人の子どもに対する日本語教育に関する事業（学校教育課程外）の予算・財源について教えてください。

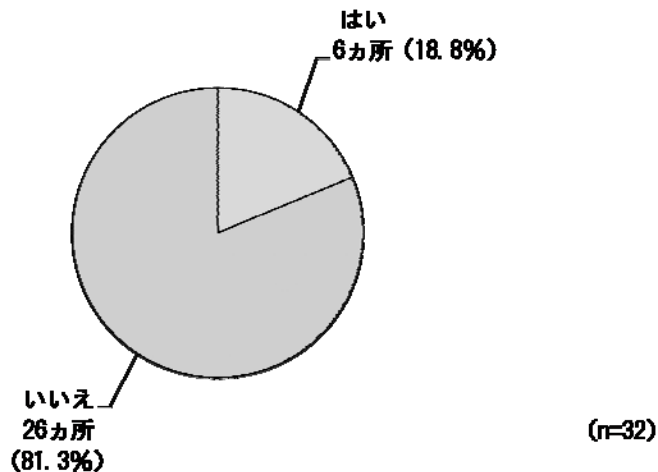
(1) 2019年度の日本語教育に関する事業別、財源別の予算額を教えてください。

<全体予算>



全体の予算状況においては、「予算なし」が23カ所（71.9%）となっています。

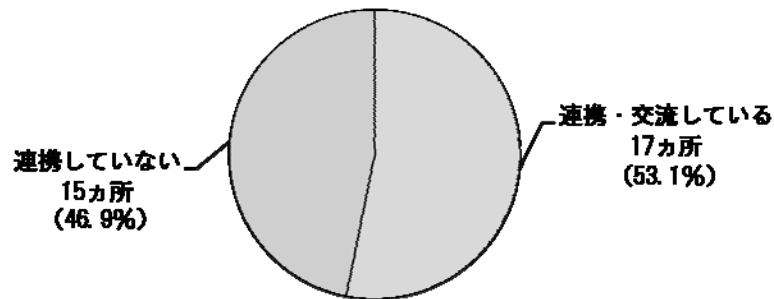
(2) 入管法の改正（H31.4）や日本語教育推進法の施行（R1.6）を受け、今後、日本語教育に関する事業の予算の増額・新規を検討していますか。



事業の予算の増額・新規検討の有無では、「はい」が6カ所（18.8%）、「いいえ」が26カ所（81.3%）となっています。

5 他の団体との連携、交流状況

問5 貴市町教育委員会では、日本語教育に関して他の団体（県、市町、国際交流協会、企業、大学、NPO、日本語教室等）と連携、交流を行なっていますか。（○はひとつ）



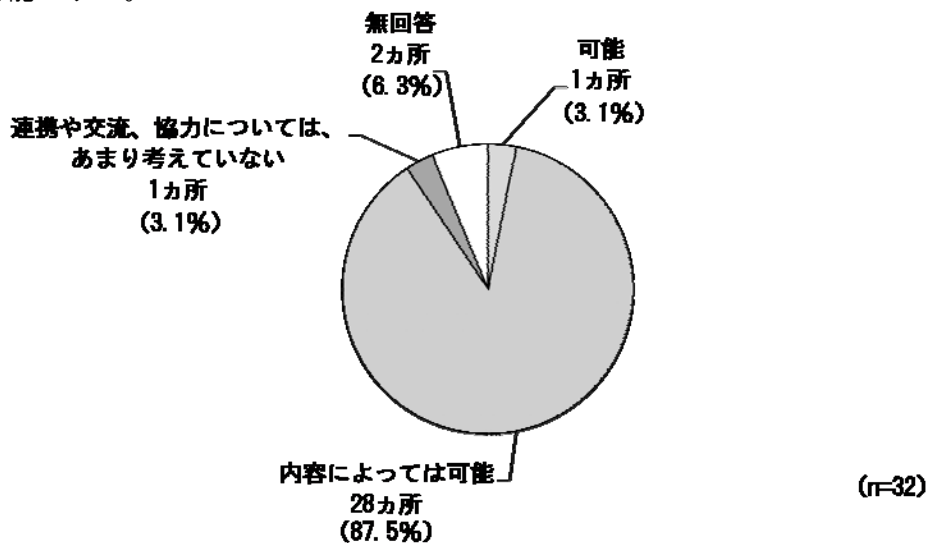
(n=32)

連携・交流先		連携・交流内容			
国際交流協会	10カ所	情報共有	1カ所	日本語指導担当教員研修会での指導依頼	1カ所
県教育委員会	4カ所	外国人児童生徒への訪問指導	1カ所	日本語学習支援	1カ所
市町担当課・近隣市町	2カ所	実情、課題等の意見交換	1カ所	日本語講座	1カ所
NPO・ボランティア団体等	1カ所	通訳紹介、児童生徒支援ボランティア	1カ所	学校手続における通訳等	1カ所
大学・教育機関	1カ所	研修会を共同開催、支援員を委託	1カ所	日本語指導コーディネーターの研修等への派遣	1カ所
		外国人児童生徒の主張大会	1カ所	日本語教室の運営について協議	1カ所
		小・中学生の学習支援	1カ所	日本語教室の開催業務の委託	1カ所
		行事への参加	1カ所		

他の団体との連携、交流状況においては、「連携・交流している」が17カ所（53.1%）となっており、連携・交流先として最も多いのは「国際交流協会」（10カ所）となっています。

6 他の団体から連携等の依頼があった場合に応じることは可能か

問6 今後、日本語教育に関して他の団体（県、市町、国際交流協会、企業、大学、NPO、日本語教室等）から連携や交流、もしくは何らかの協力依頼があった場合、応じることは可能ですか。



他の団体から連携等の依頼があった場合に応じることは可能かにおいては、「可能」が1カ所（3.1%）、「内容によっては可能」が28カ所（87.5%）となっています。

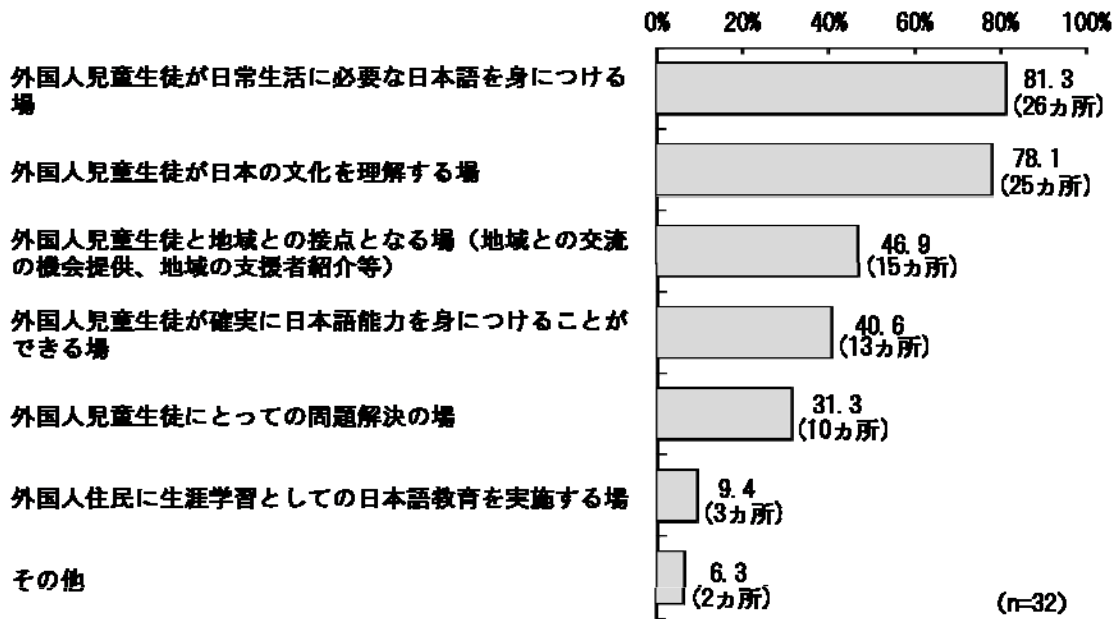
7 日本語教育に関する問題・課題

問7 貴市町教育委員会において、日本語教育に関する問題・課題があれば教えてください。
（自由記述・抜粋）

- ・ 現状としては外国籍の児童・生徒や要日本語指導の児童生徒は少ないが、今後増えてくると予想される。しかし、それに対する受け皿はととのっていない。
- ・ 学校教育の場で、日本語教育を必要とする外国人児童・生徒が増えつつある。
- ・ 日本語指導が必要な児童生徒が増加傾向にあり現状の支援だけでは対応しきれなくなってきたこと。外国籍児童生徒の突然の転出入が多く対応が難しいこと。
- ・ 人材、予算の確保
- ・ 日本語を全く話すことのできない子どもが転入してきた場合、日本語の初期支援を集中して受けることのできるシステムが必要であること、また初期支援を確実にできる人材の確保が難しいことが課題
- ・ 母語の多言語化への対応。校内における日本語教育担当教員が継続して指導をすることが少ない。外国人児童生徒数の増加に伴い、個に応じた支援が困難になっていること。
- ・ 日本語教育を本当に必要としている外国人住民、外国人の子どもの数やニーズを把握できていないことが課題である。
- ・ 保護者が子どもの将来をきちんと設計していない場合が多く、日本語の初期支援を受けていても、急な転出・帰国等で子どもの学びが続かない場合がある。保護者の意識をどう高めていくかが課題である。

8 地域の日本語教育における学校の役割

問8 地域の日本語教育における学校の役割にどのようなものがあるとお考えですか。
(あてはまる番号全てに○)



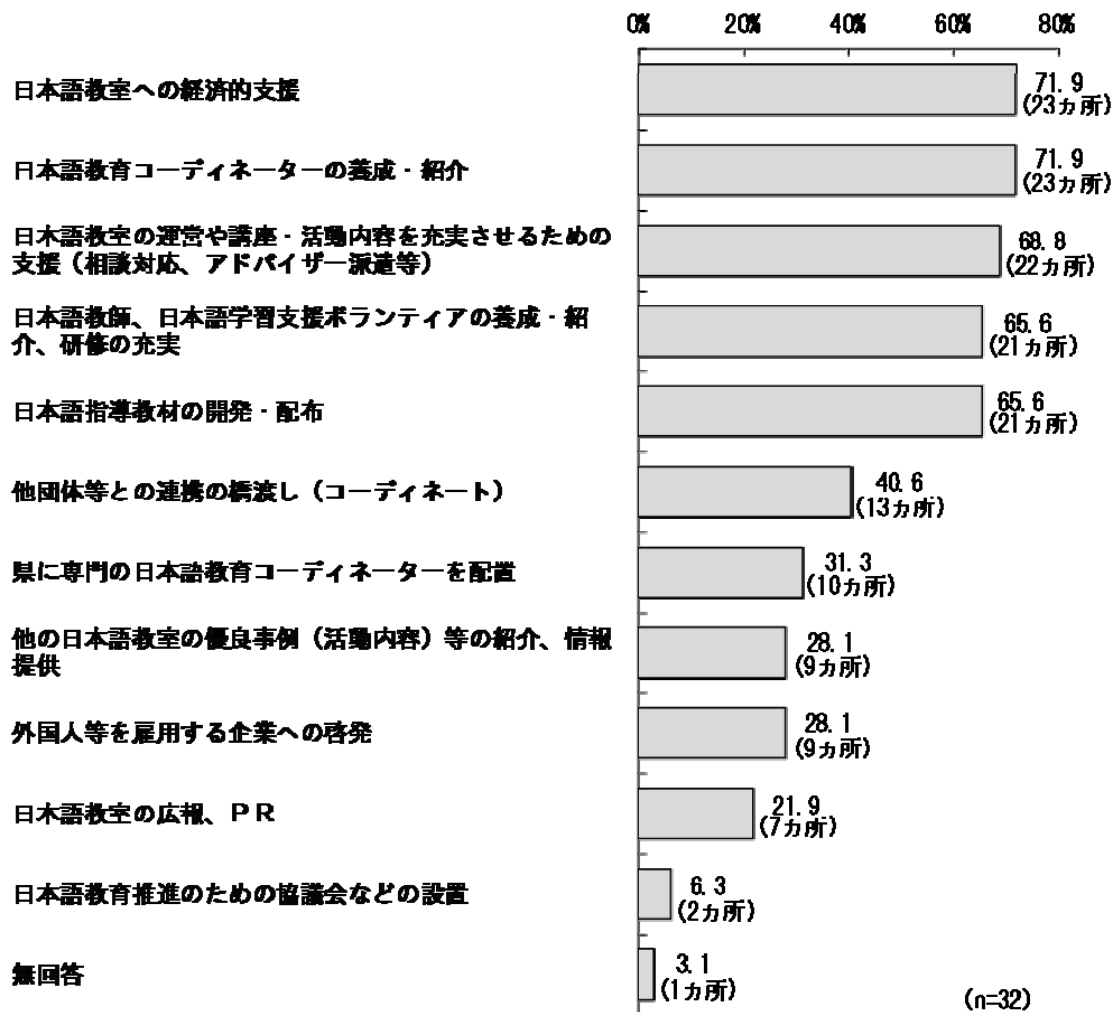
その他の内容

- ・外国人児童生徒であろうが、日本語児童生徒であろうが学校は学習指導要領の目標に向かって学ぶ場である。この学びの際日本語支援が必要となる。結果的に日本文化の理解、問題解決の場になっていると捉えているが、「学校イコール日本語教室」とは考えていない。
- ・学校の機能を果たしながら協力できる部分は協力していく

地域の日本語教育における学校の役割においては、「外国人児童生徒が日常生活に必要な日本語を身につける場」が81.3%と最も多く、次いで「外国人児童生徒が日本の文化を理解する場」が78.1%、「外国人児童生徒と地域との接点となる場 (地域との交流の機会提供、地域の支援者紹介等)」が46.9%などとなっています。

9. 県が実施すべき地域の日本語教育にかかる施策

問9 今後、県は地域の日本語教育にかかるどのような施策を実施すべきだと思いますか。
 (あてはまる番号全てに○)

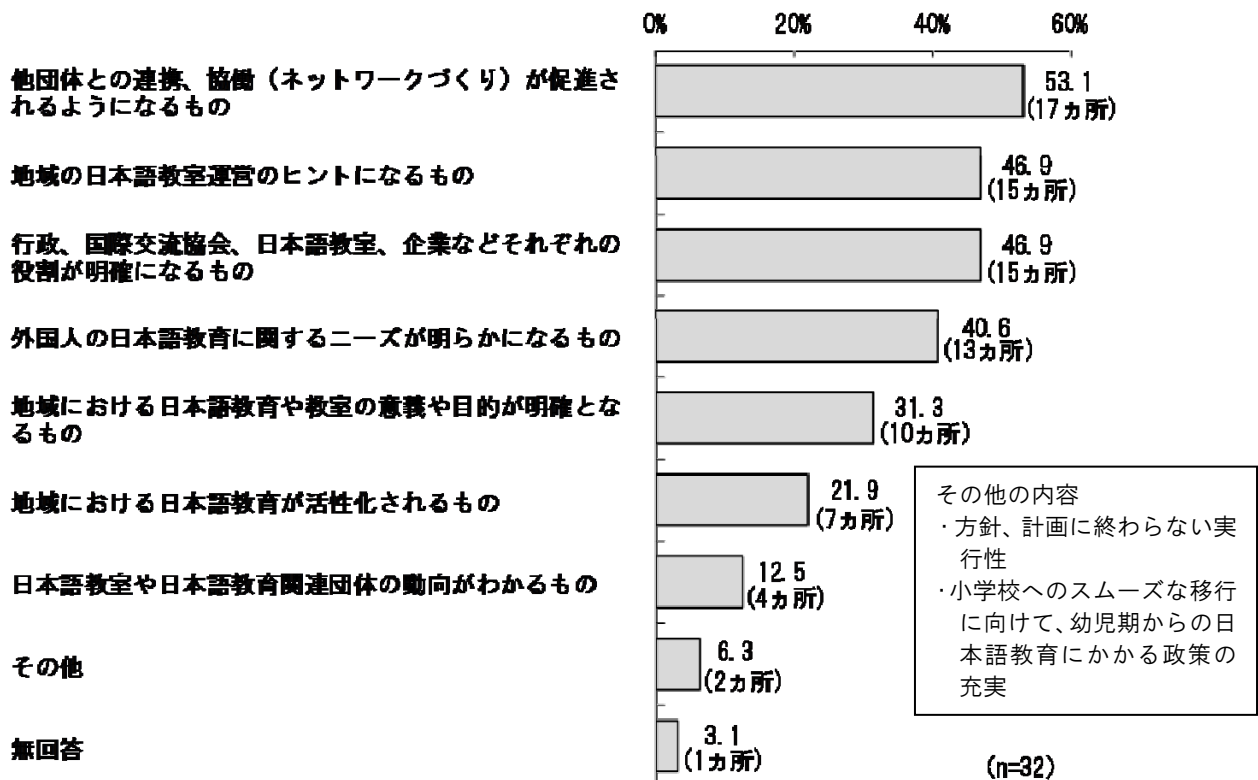


県が実施すべき地域の日本語教育にかかる施策においては、「日本語教室への経済的支援」及び「日本語教育コーディネーターの養成・紹介」が71.9%と最も多く、次いで「日本語教室の運営や講座・活動内容を充実させるための支援 (相談対応、アドバイザー派遣等)」が68.8%となっています。

10 静岡県における日本語教育の方針・計画策定に期待すること

問10 静岡県における日本語教育の方針・計画策定に期待することは何ですか。

(あてはまる番号全てに○)



静岡県における日本語教育の方針・計画策定に期待することにおいては、「他団体との連携、協働（ネットワークづくり）が促進されるようになるもの」が53.1%と最も多く、次いで「地域の日本語教室運営のヒントになるもの」と「行政、国際交流協会、日本語教室、企業などそれぞれの役割が明確になるもの」が46.9%、「外国人の日本語教育に関するニーズが明らかになるもの」が40.6%などとなっています。